

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ(2月22日現在)

接種費用
無料
(全額公費)

問 長与町新型コロナワクチン予防接種コールセンター 平日9時～17時(土日祝除く)
☎050-3733-0956 FAX 050-3819-8153

追加接種(3回目接種)について

対象者 2回目の接種から6か月以上経過した18歳以上の方

接種券の発送 3回目の接種時期が到来した方へ、2回目を接種した順に接種券を発送しています。

2回目接種時期	3回目接種券発送予定日
令和3年3月～9月13日まで	発送済
// 9月14日～9月30日	3月上旬より順次発送
// 10月	3月～4月頃

3回目接種の予約は、接種券が届くまでお待ちください。

2回目接種以降に転入された方
発送予定日から半月以上経っても接種券が届かない方
お手数ですが、コールセンターへお電話ください。

使用ワクチン 追加接種では、1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン[ファイザー社および武田/モデルナ社(1・2回目接種の半分の量)]を使用します。

接種方法 接種には予約が必要です。接種券同封のチラシをご確認ください。

【集団接種スケジュール】(1・2・3回目接種対応)※空き状況は予約時にご確認ください。
※ファイザー社ワクチンが不足しているため、ファイザー社ワクチンによる集団接種は未定です。

健康センター	使用ワクチン	町民体育館	使用ワクチン
3月13日㊦	武田/モデルナ社	3月27日㊦	武田/モデルナ社
4月10日㊦			

小児(5-11歳)の接種について

小児における新型コロナウイルス感染症に関しては、中等症や重症例の割合は少ないものの、中等症や重症例の症例数は増加傾向にあります。特に基礎疾患のあるお子さまには、ワクチン接種により、重症化を防ぐことが期待されます。しかし、接種を受けることは強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかりご理解のうえ、接種をご判断ください。(接種には、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となります。)

接種間隔・回数 3週間の間隔をおいて2回接種

接種ワクチン 小児用ファイザー社ワクチン

予防効果 2回目接種後7日以降の発症予防効果は90.7%

【接種後数日以内に起こることがある症状】

症状が出た人の割合	症 状
50%以上	注射した部分の痛み、疲れた感じ
10～50%	頭痛、注射した部分の赤み・はれ、筋肉痛、寒気
1～10%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

接種券の発送 5～11歳(平成22年4月19日～平成29年3月20日生まれ)のお子さまに対し、3月上旬発送予定

接種方法 個別医療機関での接種、集団接種(どちらも予約必須)

※個別医療機関での接種は基礎疾患をお持ちのお子さま優先。詳しくは、接種券同封のチラシをご確認ください。

※12歳になる前に2回接種の必要がありますので、まもなく12歳になられるお子さまは、12歳以降に接種することもご検討ください。

【小児接種の集団接種スケジュール】

所 健康センター 時 14時～17時15分

1回目	2回目
3月19日㊦	4月9日㊦
3月26日㊦	4月16日㊦
3月27日㊦	4月17日㊦

最新の情報は町ホームページでご確認ください。

ワクチン接種
について



町内医療機関
予約受付状況



集団接種
予約システム





飲食店などに対する営業時間短縮要請に伴う協力金について

問 産業振興課 ☎801-5836

- 対 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店および遊興施設(飲食スペースを含むもの)
- 内 全期間で営業時間の短縮にご協力いただいた店舗を対象に、店舗の事業規模(売上高)に応じて協力金を支給

	第4期	第5期
要請期間	1月28日(金)～2月13日(日)	2月14日(月)～3月6日(日)
申請期間	2月14日(月)～3月24日(木)	3月7日(月)～4月20日(水)予定

- 申 店舗が所在する市町への申請。詳しくは、県および町ホームページをご覧ください。



▲県ホームページ



▲町ホームページ

家計急変世帯に対する 臨時特別給付金を受けるには、申請が必要です！



申・問 福祉課臨時特別給付金係 ☎801-5771(直通) ☎883-1111(代表)

▲臨時特別給付金について

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」^{※1}となった世帯。ただし、住民税非課税世帯として給付金を受けた世帯は受給できません。

※1 「住民税非課税相当」：世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること。

非課税を判断する収入の種類は、給与、事業、不動産、年金収入となります。非課税相当の水準は収入や世帯構成により異なりますので下表をご参照ください。

扶養している親族の状況	給与の場合	事業所得等の場合
単身または扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円

支給金額 1世帯あたり10万円

申請方法 「申請書」「申立書」「その他必要書類^{※2}」をまとめて役場に郵送。
「申請書」「申立書」は臨時特別給付金係窓口(役場2階)、または町ホームページから入手可。

※2 その他の必要書類

- ・申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証など)のコピー
- ・申請者(世帯主)の給付金受け取り口座が確認できる書類のコピー
- ・「令和3年中の収入の見込額」(源泉徴収票、確定申告書など)または「任意の1か月の収入」の状況が確認できる書類(給与明細など)

詳しくはお問合せください。